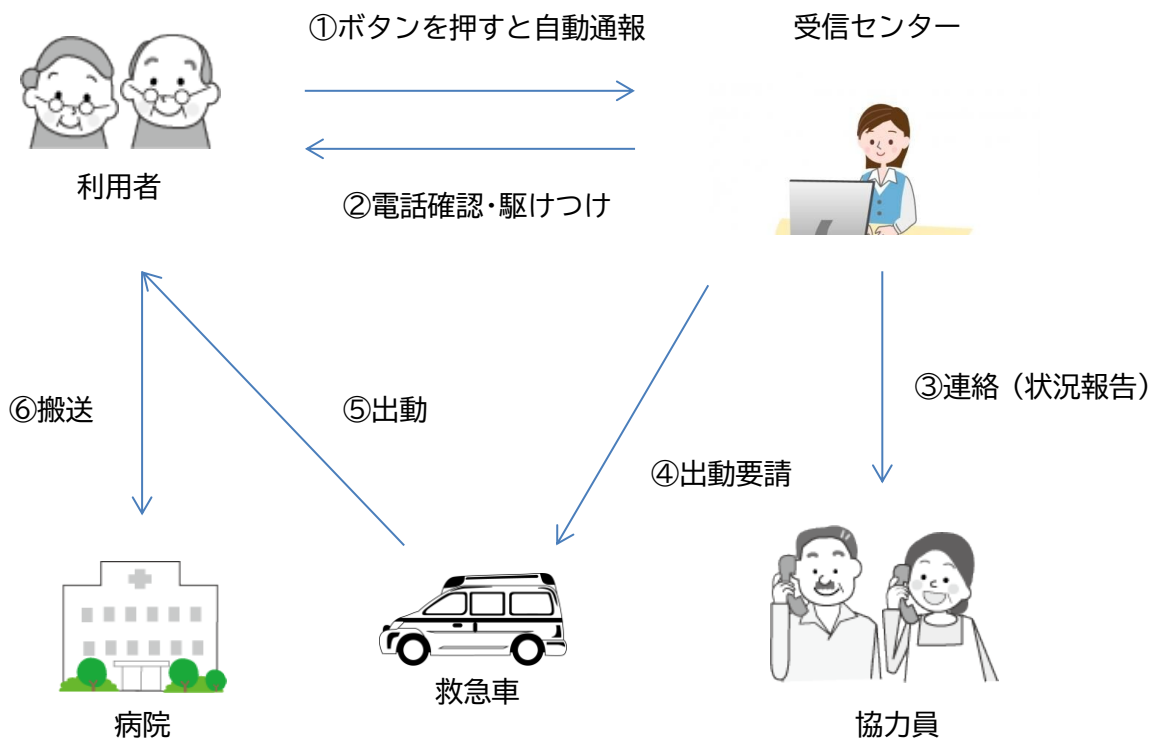


高齢者緊急通報システム事業のご案内

高齢者の方が急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応が図られるように、電話回線を利用する緊急通報装置（機器本体・ペンダント型発信器・安否確認センサー・火災センサー）を自宅に設置します。

緊急ボタンを押した場合やセンサーが異常を感知した場合、ガードマンが自宅に駆け付けるほか、必要に応じて警察・消防に通報します。

1 高齢者緊急通報システムの流れ



2 対象となる方 ①②について、全て該当する方

① 在宅のおおむね65歳以上で、ひとり暮らしの方

※同居人が重度の要介護者である場合等は対象となります。(申請時に申立書等の提出が必要となります)。

※日中だけ同居人が不在という場合は対象外です。

※「おおむね65歳」は65歳を迎える誕生日の前3か月のことです。

② 協力員を少なくとも1名登録できる方

※協力員の役割

- ・利用者が緊急通報した場合や安否確認センサー、火災センサーで異常を感知した場合に、受信センターより状況報告の連絡が入ります。(利用者宅へ駆けつけを行う必要はありません。)
- ・本制度の趣旨を理解し、協力員になることの承諾を得てから利用申請書類を提出してください。

3 利用料金

毎月の緊急通報システム利用料金や機器設置に伴う料金は、無料です。

ただし、機器を稼働するために必要な電気料金（約80円/月）や電話料金は、利用者負担となります。

【利用者負担となる料金】

- ・電話回線の状態を確認するための定期通信 約40～50円/月
 - ・緊急ボタンや外出ボタンを押した場合やセンサーが反応した場合 約10円/回
- なお、機器設置当日は通信試験のため、約200円電話料金がかかります。

4 鍵の預かりについて

緊急時にいち早く対応するため、緊急通報装置の設置時にご自宅の鍵（1本）を預かります。決定通知が届いたら、設置日までに鍵の準備をお願いします。

5 安否確認センサー・火災センサーについて

安否確認センサー：トイレ等の扉に設置し、24時間開閉がない場合は異常事態として受信センターへ自動的に通報されます。

火災センサー：火災が発生した場合に、受信センターへ自動的に通報されます。

6 高齢者福祉電話について

緊急通報装置を利用するにあたり、電話回線が必要になります。

電話回線は、課税状況にかかわらず利用者が用意することを基本としますが、電話回線を有していない以下（1）（2）に該当する方は、必要に応じて高齢者福祉電話を貸与します。

※電話加入権、設置に要する費用は無料ですが、それ以外の費用〔毎月の基本料金（回線使用料 約1,700円（税抜）等）や通話料等〕は利用者負担となります。

- （1）生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による被支援給付世帯（単給世帯を含む）
- （2）市民税所得割非課税世帯（市民税非課税世帯を含む）

7 申請に必要な書類

- （1）利用申請書（様式第1号）
 - （2）協力員・親族連絡先登録同意書（様式第2号）
 - （3）誓約書（様式第3号）
 - （4）電話回線確認表
 - （5）承諾書 ※NTT アナログ電話回線以外の電話回線を利用している場合のみ
 - （6）高齢者福祉電話貸与契約書（様式第4号） 2部
- ※（6）は高齢者福祉電話の利用を希望する場合のみ必要となります。

【申請窓口】 各保健福祉センター 高齢障害支援課
電話番号（市外局番 043）

中央区	221-2150	／	花見川区	275-6425
稲毛区	284-6141	／	若葉区	233-8558
緑区	292-8138	／	美浜区	270-3505